

ダウンロード違法化(著作権法改正) + ダビング10解除ソフトにおける法的 問題

国土館大学

加藤 直隆

何が問題か

- 人間活動の規制のあり方
- 個人の自由な活動の保障
- 自由な経済活動

- 創意・工夫・愚行・試行・失敗

- 権利保護 VS. 自由 or
- 権利者団体 VS. 業界(活用者) VS. 個人

対象領域は

- 知的財産権保護と侵害行為
- 侵害主体の外延、誰か
- ボーダー領域
- ダーク、グレー
- 正犯的行為、幫助教唆行為を除外
- 共同不法行為、差し止め損害賠償請求権
- 間接侵害

主体を巡る議論 間接侵害

- 侵害 + おそれのある行為

- 侵害されるおそれのある環境の設置者

- 3者間の対立、利便性(一網打尽効果)

擬制の世界

- 法はフィクションの世界？
- 利益の帰属 + 管理・支配
- 鍵のかけていない家に泥棒、悪い人は誰？
- 包丁と殺人、悪いのは包丁？

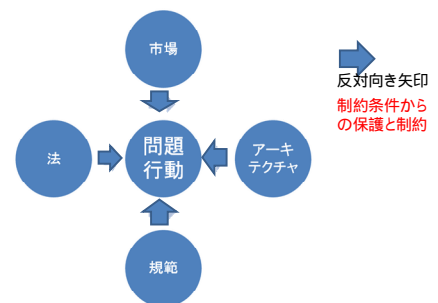
規制空間

- IT空間を規制する法をめぐって、規制と自由の関係を国家と個人、共同体を巡る枠組みの中でとらえ、規制の4つのモード、すなわち法、市場、規範、コード(アーキテクチャ)の相互作用について検討。
- ローレンス・レッシング教授『コード(インターネットの合法・違法・プライバシー)』に依拠

規制の4モード

- 規制の4モード
- 法
- 市場
- 規範
- コード(アーキテクチャ)
- 4モードの相互作用

4つの規制方式



法

- 制裁の脅しに裏付けられた命令
- (これをするな、さもないと、…)事後的な規制
- (禁止法を作って取締)
- (自由を守る規制)
- 自由を作り出す規制:婚姻制度、登記制度
(新たな行為可能性の基礎となる規制)

社会規範

- 国家の組織化された中央集権化されたふるまいを通じて課されるのではなくコミュニティメンバーがお互いに課す規範的な制約
- (批判する、説得する)
- (村八分、かげ口)
- 事後的な規制

市場

- 市場に委ねる
- 価格を通じて制約
- (代替財を作って安価に提供)
- 便益と支払い(制約)が同時存在

コード(アーキテクチャ)

- 社会生活の物理的に作られた環境
- (身の回りの環境の操作・変更)
- (可能性の消去)
- (身の回りの世界への自己実施的制約)
- (実空間の自動的な制約)
- 個人の永続的なエージェント機能要しない
- (忠誠心、信頼性といった順法精神に頼る必要なし)

規制の新たな様式 アーキテクチャ

- 行為が選択される環境自体を操作することによるコントロールである。
- (規制の主体は国家だけではない(監視の問題と共通))
- 「いまのインターネットのアーキテクチャにある種の技術を重ねることで、インターネットにもともとあった自由のかなりの部分が失われるということ。こうしたアーキテクチャーを導入しようという強いインセンティブは政府からではなく、政府と共存しようと努める商業組織からやってくる。」

法の規制 法の働き方

- 違反者に対する事後(的)規制・制裁
- 行為者の予期によって事前の規制へと転化
- 一定の条件が必要(予期する合理的主体) 予期しない主体には効果なし
- 確信犯(人)では行為することはできる(規制に反する行為は可能)
- 「誰にも知られずに違法行為をこっそり処罰する法律は罰則対象になる振る舞いを規制するのには役立たない」

アーキテクチャの規制 = 働き方

- 事前における行為可能性の消去
- 人々の合理性, 主体性に依拠しない
- 自覚される必要なし
- 自動的
- (法、規範、市場は、人間の判断によってチェックされる制約)
- 「民主的正統性のない規制が発生する危険性をはらむ」

コードによる規制

- コードによる規制は規制そのものを見えなくする
- 民主的な意志を弱める可能性がある
- 規制するのがどのような種類のコードか?
- オープンコード: 仕組みが明らかなコード
- 立法が公開され立法が透明性を持つことを要求するようにオープンコードはオープンな社会の基盤
- 規制のしやすさはコードの性質に左右されオープンコードはその性質を変える、政府の規制力を制限する法がコードの規制効果についても考慮する必要性がある

- それぞれの制約は客観的な面と主観的な面を持つ、法は客観的には事後的ではあるけれどもわれわれのほとんどにとっては実際には法がある特定の方向に人々を導くということ自体が主観的な制約とするのに十分であろう。主観的な制約はわれわれを行動する前に制約する。
- 成熟した大人にとって、あらゆる客観的な制約は、すべて行為(ふるまい)の前に主観的に機能する、実空間コードや法、規範、市場の制約条件を行為の前に意識する。

アーキテクチャは良くないものか

- 自由と安全の相克
- 自由と安全が相克するのは事前規制の場合に限られる
- 事前規制と事後規制が混同されていないか注意を要する
- 事後に責任追及は自由と矛盾しない
- しかし必然的にリスクを伴う

技術を規制する意味

- 意義、要件
- 派生する余波

何が必要か

- 民主的プロセス = 支配の正統性
- 事業者だけで良いのか
- 権利者、消費者、市民のまなざし
- 修復的司法とトライパーティズム
- 共同体主義、個人の再生

トライパーティズム

- 3者構成による自主的解決

